

平成28年（行ウ）第161号，平成29年（行ウ）第43号

美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 松下 照 幸 外72名
被告 国

準備書面（56）の要旨の陳述

2020（令和2）年9月29日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北 村 栄 ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では，2020（令和2）年3月から同年6月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関係する出来事と、それがどの様に本訴訟に関係するのにかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

第2 本訴訟と関係する出来事

1 原発が持つ問題性

- (1) 7月、日本原子力研究開発機構が廃止作業中の東海再処理施設で、高レベル廃液の貯蔵建屋に数十億円規模の安全対策が追加されることになり、完了まで約70年、約1兆円の国費を投じる廃止作業は、出だしから想定外の対策に追われることになりました。

なお、残っている廃液は340立方メートルにものぼり、人が近づくと数十秒で死に至り、冷却設備が使えなくなれば沸騰や水素爆発を起こして漏れ出す恐れがあるとのこと（甲G820）。

- (2) 7月、規制委員会が、日本原燃の六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場の安全対策が新規基準に適合しているとする「審査書」を決定しましたが、高速増殖炉のもんじゅが廃炉となり、一般の原発で使うプルサーマル

発電も国の思うように進んでおらず、政策は行き詰まっています（甲G823）。

また、これまでも、原燃は試験トラブル、書類不備の連発など、ずさんな対応で、核燃施設を扱う者としての資質が問題視されています（甲G824）。

2 福島第一原発事故と未だ続くその被害

(1) 6月、政府は除染をしていない地域でも避難指示を解除できるようにする方向で最終調整に入りましたが、除染を「国の責務」とした放射性物質汚染対処特措法と矛盾することにもなり、除染されない区域がそのままとなり、原発事故の影響が残ってしまうこととなります（甲G800）。

(2) 同月、飯舘村が、事故から9年過ぎてなお国が同区域の将来像を示せないことから、除染を待たずに「解除の優先」を要望するという苦渋の選択をせざるを得なくなりました。原発事故が今でも大きな爪痕を残しています（甲G811）。

(3) 同月、福島第一原発の処理済み汚染水について、福島県内の市町村議会などが、海洋放出への反対や陸上保管の継続などを求める意見書・決議を相次いで可決していることがわかりました。また、漁業関係者からの反発も相次いでいるとのこと（甲G812）。

(4) 7月、東日本の各地で採られた山菜のコシアブラから、基準値を超える放射性物質が検出されました。福島第一原発事故の影響を受けているとみられています（甲G816）。

(6) 同月、経産省や東電は、福島第一原発でたまり続ける放射性物質トリチウムを含む汚染水につき、最終的には濃度を薄めて放出するため問題ないと繰り返すばかりで、地元などから強い反対の声が出ています。

さらに、放出について、きちんとした説明がないまま手続きが進められてしまっているという根本的な問題も残されています（甲G817）。

3 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等

(1) 6月、原電が敦賀2号機の活断層の地質データを無断で書き換えていたことが判明したことから、規制委の更田委員長が、同機の審査について「足踏み状態で前に進まないのに、行政のリソースを投入し続けるのは無責任だ。いったん凍結、止めることもある」と述べました（甲G804）。

7月、原電は、原子炉直下の活断層が指摘されている敦賀原発2号機の

審査につき、規制委に安全審査を申請する前には、「真に科学的な観点から議論し、客観的なデータと根拠を明確にした上で結論を出すよう要求する」と主張していましたが、実際は自分たちが出した資料には、多数の誤記や無断書き換えや削除をしていたことが判明しました。

その数は、1100カ所を超える誤記があり、また無断の書き換えや削除が3つの審査資料で計80カ所に上り、文案と調査の観察記録を突き合わせると250カ所以上で一致しない記述があり、一致しない理由も記されていませんでした（甲G818）。

- (2) 同月、関電が金品受領問題を巡り、八木前会長ら5人の旧経営陣に計19億3600万円の損害賠償を求め大阪地裁に提訴すると発表しました。

原発を運転し続けることで巨額なお金が動き、また様々な不正も行われるなど、ひいては原発の安全性についても信頼が大きく揺らぐことが明らかになりました（甲G806）。

- (3) 同月、関電の役員らが高浜町の元助役から金品を受領していた問題について、関電が2018年3月に社内調査を決めた直後から、社外には非公表とすることを協議していたことがわかりました（甲G808）。

- (4) 同月、関電は、金品受領などの不祥事が発覚したにも関わらず、経営刷新に向けて出直す出発点となる株主総会の招集通知に、取締役候補とされ監査委員会に所属する予定の候補につき、金品受領問題を「事前には認識していなかった」と事実と異なる記載をしていたことがわかりました。

関電の、問題発覚後も隠蔽しようとする体質は、現在も変わっていません（甲G807、809）。

- (5) 同月、関電役員らの金品受領問題で、関電の株主が、関電の提訴は「責任追及の範囲が狭い」として、現旧の取締役や監査役計22人に計約92億1千万円の損害賠償を求める株主代表訴訟を大阪地裁に起こしました（甲G810）。

- (6) 同月、日本原燃の使用済み核燃料再処理工場において、高レベルの廃液を含む放射性廃棄物が、最長で約19年間、所定外の場所に置いたままになるなど不適切に扱われていることがわかりました。

また、2017年の規制委員会の巡視を機に、本来の保管場所に移さず、発生場所に置き続けるなどしていた計8件が発覚しました。試験運転後の長期停止により想定外の状態が発生したのに、それに合わせた管理方法を

定めていなかったことが原因でした（甲G819）。

- (7) 7月、電力大手10社が、福島第一原発事故に伴う損害賠償費用の一部を、送電線の使用料で回収するための手続きを始めました。

これにより、原発とは関係がない新電力の契約者も含め、大半の電気利用者が原発事故の賠償費用を負担することになり、反対の声が上がっています（甲G821）。

- 4 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

- (1) 6月、政府の2019年度版のエネルギー白書では、再生可能エネルギーの導入拡大に言及するも、原発については新增設や建て替えに言及しませんでした（甲G801）。

- (2) 同月、東京電力ホールディングス（HD）副社長で、4月に分社化した再生可能エネルギー専門子会社の社長が、東電グループの国内外の発電設備に占める再生エネの比率を、現状の2割から2030年代前半に25%以上に引き上げるとのべました（甲G802）。

- (3) 同月、中部電力などが関係する「海洋再生可能エネルギー連合」が、2050年までに全世界で14億キロワットの洋上風力発電を開発できるとするビジョンを発表しました。実現すれば、世界の発電容量の約1割を占めることとなります（甲G803）。

- (4) 同月、地球温暖化の対策に地熱発電が有効であり、特に火山帯が多くある日本においては、この発電の原料は地下に眠る熱水で、使用後は再び地中に戻すもので、資源のコストはゼロの有力な再生可能エネルギーでもあることが知られています。

そして、地熱資源量も原発23基分もあり、日本がこの足下に眠っているエネルギーを活用すれば、他の先進国が果たせなかった電力の新しい常識を構築できるのではないかとされています（甲G805）。

- (5) 7月、経産省が、再生可能エネルギーでつくった電気が優先的に使われるよう、現在の再エネに不利な送電線の利用ルールを見直す方針を発表しました（甲G814）。

- (6) 同月、原発大国のフランスにおいて、福島原発事故を受けてオランド氏が12年の大統領選で老朽化した同原発の廃炉を公約し、今回最古のフェッセンハイム原発の運転を終了させました。また、国として原発依存度を

2035年までに5割まで引き下げ、12基を廃炉にする計画をしています（甲G815）。

- (7) 同月、梶山経産相が、太陽光や風力など再生可能エネルギーの普及を促進させる包括的政策「再エネ経済創造プラン」を策定することを明らかにしました。中でも、洋上風力に力を入れ、事業規模は最大で数千億円に上り、関連産業への波及効果が大きく期待されています（甲G822）。
- (8) 同月、経済同友会が、太陽光や風力などの再生可能エネルギーが発電量に占める割合を、2018年度の17%から30年に40%に高めるべきだとする提言をまとめ、政府にもそれを求めていくとしました（甲G825）。

第3 記事全体の特徴、まとめ

1 新聞記事の特徴

今回の記事で特筆すべきものが、大きく3つあります。

まずは、除染をしない地域でも避難解除出来るようしようとしていることです。それは解除を求めたい地元の要望にも基づくものでもありますが、その地域は放射性物質に汚染されたままになるわけであり、原発による汚染、被害が今現在でも、また今後もずっと続くことを意味するものとなります。

また、9年半経った今も、東日本で採られた山菜に基準値を超える放射性物質が検出されているとのことで、これらの報道は、原発事故による放射性物質は未だに残り、まさに原発被害の半永久性と罪深さを物語るものとなっています。

二つ目は、引き続き世界的に再生可能エネルギーの普及が進んでいることです。遅まきながら我が国の経産省も再生可能エネルギーの普及に力を入れ出したことです。

そして、最も特筆すべきは、原発を運転、推進する電力会社の不誠実な対応、いや不誠実というには留まらない対応が明らかになったことです。

6月の記者会見で、規制委員会の更田委員長が「審査を凍結することもある」と述べましたが、そこまで述べたのは、再稼働の審査をめぐり電力会社によるデータの加工が多数行われていたからです。

その一つは、日本原子力発電の、原子炉直下の活断層が指摘されている敦賀原発2号機の審査についてです。日本原電は、規制委に安全審査を申請する前に、自ら「真に科学的な観点から議論し、客観的なデータと根拠を明確

にした上で結論を出すよう要求する」と当初主張していました。

しかし、原電は、活断層に関する自分たちが出した資料には、多数の誤記や無断書き換えや削除をしていたのでした。原電は2015年に申請書を出したのですが、「作成途中の資料を誤って印刷した」と申請から4年を過ぎて計1100カ所を超える記載ミス伝えてきました。また、それだけでなく、さらに2020年2月には、審査資料の無断の書き換えや削除が判明しました。原電が規制委に報告した無断の書き換えや削除は、3つの審査資料で計80カ所に上ったのです。それを見た規制委の石渡明委員は、「(書き換えや削除された記述が)特定の場所に限定されている。まさに問題になっている(活断層の判断に関わる)非常に重要な場所だ。他の場所の記述には全く手が付いていない」と苦言を呈したほどです。

疑念はこれに留まりません。原電は地質の掘削調査に加え、調査結果を踏まえた審査申請書や資料の文案の作成も調査会社に委託したのですが、その委託会社の作成した資料において、文案と調査の観察記録を突き合わせると250カ所以上で一致しない記述があり、一致しない理由も記されていなかったのです。その上、観察記録の有無を巡っても、規制委と原電の間で食い違いを見せています。例えば、規制委が敷地内の各地点の発作調査を命じ、原電は58地点の観察記録を提出しましたが、それ以外の10地点分の観察記録があるはずなので開示を求めたのですが、原電は存在しないと主張して食い違いを見せているのです。

こうした原電の対応に、規制庁内には「原発の先駆者だったが、近年は組織として成長しづらく社員の意欲が欠けているように見える」という声があがっています。委員長の大田氏は記者会見で「(文書に)一度書いたデータを取り除いて(書き換えや削除して)いいかどうかは、丁寧な議論が必要になる。科学に携わる者として常識」と断じました。

2 まとめ

このように、原発を稼働させようとする機関は、3.11の福島原発事故が起こった後でも、数字や記述の書き換えを平然とやっています。その機関が規制委に出した記載内容や数字が、そもそも信頼できないものとなっているのです。しかし、それらの記載が正しいものでなければ、原発の安全性(規制基準の適合性)の審査すらまともに出来ません。このようなことが現在でも実際に行われている現実があるのです。

私たちは、現在裁判所に対して、中性子照射脆化に関し監視試験の実測デ

ータ（原データ）を関電から提出させるよう求めています。これも関電のデータの評価の結果のみでは信用、信頼が出来ないからです。原発を稼働させたいばかりの電力会社に対しては、安全の面でも信頼の面でも、裁判所は厳しく臨むべきと考えます。

特に、関電は、今回の記事において、元助役からの金品受領した問題につき、社内調査を決めた直後から社外に非公表にすると決めていたこと明らかになったり、また報道で全てが発覚し明るみになった後でも、経営刷新に向けて出直す出発点となる株主総会の招集通知に、取締役候補とされ監査委員会に所属する予定の候補につき、金品受領問題を「事前には認識していなかった」と事実と異なる記載をしていたことが明らかになっています。

このように、電力会社は原発の稼働のためには、十分な反省をせずに、都合の悪いことは隠そうとする体質があることが今回の報道でよくわかります。

わずか100年に満たない人生しか送れない我々が、子々孫々に半永久的な放射能被害を及ぼす原発事故を二度と起こさせないためには、原発の安全性の審査・判断は、慎重にも慎重に、文句が出てもくどいくらいに行わねばなりません。

提訴から既に4年を経過しましたので、訴状で述べたことを再度述べます。我々や裁判官の命はせいぜい数十年、赤子でも100年たらずでこの世を去ることになります。しかし、我々の子孫達は、この日本で、そして生まれ育った地を大切に生きていかざるを得ません。地球の長い歴史から見れば、我々の命は一瞬です。その一瞬に生きる者には、人類のバトンをつないでいくという、過去及び未来への責任があります。裁判官にあってはこのことを肝に銘じ裁判を行って頂きたいと思います。

以

上